

月寒・東月寒地区学校配置検討委員会 設置要綱

〔令和4年10月25日 教育長決裁
令和5年4月1日 一部改正〕

(設置)

第1条 札幌市立小中学校の学校規模の適正化に関する基本方針に基づき、豊平区月寒・東月寒地区の小学校の小規模化の諸課題について検討するため、月寒・東月寒地区学校配置検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項等)

第2条 委員会は、豊平区月寒・東月寒地区の次の各号に掲げる事項について検討することとし、検討結果をまとめた意見書を札幌市教育委員会に提出する。

- (1) 小学校の小規模化の課題解消に関する事項
- (2) その他(1)を進めるうえで必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が指名する委員をもって組織する。

- (1) 関係小学校のPTAの推薦を受けたもの
- (2) 関係連合町内会の推薦を受けたもの
- (3) 関係小学校の校長を含む教員

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する検討事項等について札幌市教育委員会に意見書を提出するまでの間とする。

2 前項の任期中に委員を交代した場合、後任者は前任者の任期を引き継ぐものとする。

(代表委員)

第5条 委員会に代表委員（1名）を置く。

2 代表委員は、委員の互選により定める。

3 代表委員は、共同して委員会を代表するとともに、会務を総理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、代表委員が招集する。

2 会議の司会進行は、事務局である札幌市教育委員会生涯学習部学校施設課学校配置マネジメント担当が行う。

3 委員会は、会議において必要があると認めるときは、関係者に出席を求める、意見その他必要な協力を求めることができる。

(委員の代理出席)

第7条 第3条に規定する委員が会議に出席できない事情があるときは、あらかじめ届け出た代理委員が出席できる。

(部会の設置)

第8条 委員会は、委員会が指定した事項について検討を行うため、関係者による部会を設置することができる。

(情報の提供等)

第9条 委員会における協議内容等については、隨時、保護者や地域住民に情報を提供し、意見を募集することとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、札幌市教育委員会生涯学習部学校施設課学校配置マネジメント担当が行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で協議のうえ代表委員が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月25日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。